

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第7号

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成23年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（簿冊の廃棄）</u></p> <p><u>第4条 実施機関は、条例第9条第1項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該簿冊について、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>（1） 名称</u></p> <p><u>（2） 保存期間</u></p> <p><u>（3） 廃棄の日</u></p> <p><u>（4） 作成日</u></p> <p><u>（5） 記録媒体の種別</u></p> <p><u>2 前項の簿冊の廃棄について異議がある者は、実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。</u></p> <p><u>3 実施機関は、前項の異議があった場合において条例第9条第2項の規定により協議するときは、その旨を館長に伝えるものとする。</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用請求）</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知事項）</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用の方法）</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（費用負担の額）</p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p>（特定歴史公文書等の利用請求）</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知事項）</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用の方法）</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（費用負担の額）</p> <p><u>第8条 略</u></p>

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第10条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定により提出された申込書は、第5条第1項の規定により出された請求書とみなす。

別表 (第9条関係)

略

備考 略

様式第1号 (第5条関係)

特定歴史公文書等閲覧 (視聴) 請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の閲覧 (視聴) を請求します。

年 月 日

請求者 住所  
氏名

略

注 略

様式第2号 (第5条関係)

特定歴史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の写しの交付等を請求します。

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第9条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定により提出された申込書は、第4条第1項の規定により出された請求書とみなす。

別表 (第8条関係)

略

備考 略

様式第1号 (第4条関係)

特定歴史公文書等閲覧 (視聴) 請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の閲覧 (視聴) を請求します。

年 月 日

請求者 住所  
氏名

略

注 略

様式第2号 (第4条関係)

特定歴史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の写しの交付等を請求します。

<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 住所 氏名 連絡先 (電話番号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 住所 氏名 連絡先 (電話番号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。